

第3834号議案

# 第241回福岡県都市計画審議会議案

令和5年2月8日（水）



第3834号議案

4嘉土 第1676号  
福岡県都市計画審議会 殿

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、次の事項について付議します。

筑豊広域都市計画ごみ処理場の変更（嘉麻市決定）について

令和5年2月8日

嘉麻市長 赤間 幸弘

## 筑豊広域都市計画ごみ処理場の変更（嘉麻市決定）

変更に係る都市計画の種類及び名称	土地の位置	面積
筑豊広域都市計画ごみ処理場	福岡県嘉麻市岩崎 124 番地	約 0.9ha

都市計画ごみ処理場を廃止する。

### 理 由

当該箇所は、都市施設（ごみ処理場）のごみ燃料化センターであり、平成 12 年 3 月に都市計画決定の承認を受け、平成 14 年 7 月に完成。令和 5 年 3 月まで稼働し、同月において施設は廃止（閉鎖）となります。嘉麻市、飯塚市、桂川町、小竹町で構成する、ふくおか県中央環境広域施設組合の運営により、ごみ処理を行ってきたが、嘉麻市総合計画及び、一般廃棄物処理基本計画に基づき、ゴミ処理施設の集約化、再編を図るため、稼働から 20 年以上経過している当該施設を廃止するものです。なお、当該施設廃止以降の嘉麻市の可燃ごみ処理については、桂川町の処理施設「桂苑」において行われます。

以上の理由から、当該箇所に設定している都市施設（ごみ処理場）を廃止するものです。

# 筑豊広域都市計画ごみ処理場の変更(嘉麻市決定)について

